

令和元年度雫石町南畑地区コテージむら産業廃棄物処理業務 仕様書

公益社団法人岩手県農業公社(以下「甲」という。)における標記業務の委託については、この仕様書の定めるところにより実施するものとする。

1 一般事項

- (1) この業務は、産業廃棄物の収集運搬及び処分を行うものである。
- (2) この業務にあたっては、関係する法律及び条令等に従って行うこと。
- (3) 収集運搬及び処分する廃棄物は、別紙1「業務委託内容明細書」、別紙2「業務位置図」及び別紙3「工場生産浄化槽認定シート」のとおりとする。
- (4) 受託業者(以下「乙」という。)は、監督官庁が交付する事業許可証の事項に変更があった時には、速やかに変更後の許可証の写しを添えて、甲に報告すること。
- (5) 業務中において、事故が発生した場合は、直ちに甲に報告し、指示を受けるものとする。事故の発生が、甲の過失・責任によるもの以外は、乙が責任をもって対処するものとする。
- (6) 委託業務にあたっては、甲の指示のもとに収集場所付近の営農の支障とならないよう十分配慮すること。

2 業務内容

- (1) 収集運搬業務にあたっては、排出する産業廃棄物に係る監督官庁が交付する収集運搬業の許可証を有する者が行わなければならない。
- (2) 業務実施にあたっては、運搬業務中の安全運転はもとより、輸送車両の点検等、安全な業務実施に留意すること。
- (3) 1(3)にかかる廃棄物の分別作業については、敷地内での実施を許可する。
- (4) 排出日時については、甲、乙協議のうえ決定する。
- (5) 乙は、実収集量が確定した時点で、報告書を甲に提出し、確認を受けること。

3 処分業務内容

- (1) 産業廃棄物の処分業務は、乙又は乙の指定する処分業者が行うものとする。
- (2) 産業廃棄物の処分業務にあたっては、排出する廃棄物に係る監督官庁が交付する処分業の許可証を有する者が行わなければならない。

4 提出書類

- (1) 担当職員の指示に従い次の書類を整理して提出するものとする。
 - ア 施行計画書
 - イ マニフェスト
 - ウ 現場写真
 - エ 業務日報
 - オ その他担当職員が必要と認めたもの
- (2) 担当職員と協議を行った場合は、業務打合せ簿を作成し提出するものとする。

5 収集運搬及び処分に係る委託料の支払について

- (1) 甲が乙に支払う委託料は、収集運搬及び処分に至るまでの一切の経費であり、乙はそれぞれの処分業者に対し、処分に關する手数料を支払うこと。
- (2) 実収集量が確定した時点で委託料の総額も確定することになるが、その際は当初契約時の単価は変更せず、個々の実収集量に当該単価を掛けた金額により委託料を精算する。

6 事業完了の報告

- (1) 業務実施後は、完了報告書を甲に提出すること。
- (2) マニフェストはその都度甲に提出すること。E票は最終処分終了後に提出すること。
- (3) 本仕様に定めのない事項について、実施上疑義が生じた時は、甲、乙協議するものとする。